

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループの企業価値の源泉は、「人間貢献・社会貢献」という経営理念、「感謝される仕事をしよう」という創業の心と基本方針にこそ存するものです。経営理念「人間貢献・社会貢献」には、「お客さまや地域社会と深く結びつき、真心をこめたサービスを提供することを通じて社会に貢献しよう。」の意味を込めており、人間と社会を切り離すことができないひとつの言葉として定義し、さらにその先にいるすべてのステークホルダーへの貢献も意味しています。当社では、これらの理念等を深く共有し賛同してくださるお客さま、メンバー、加盟店、取引先、地域社会といったすべてのステークホルダーの皆様へ提供した価値の総和こそが企業価値であると考えております。そして、ステークホルダーの皆様に対する責任を果たし、「価値ある企業」として支持され続けることができれば、自ら株主の皆様に対する責任も果たすことができ、株主価値の最大化にもつながると考えております。

当社グループは、適切な情報開示に基づくステークホルダーの皆様との建設的な対話の促進により、中長期的な企業価値・株主価値の向上を実現するために、より良いコーポレート・ガバナンスをさらに追求してまいります。

当社グループのコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」としてまとめ、公式ホームページにおいて公開しております。

<http://www.mos.co.jp/company/outline/governance/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、2021年6月改訂前のコーポレートガバナンス・コードの全ての原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1 - 4【政策保有株式】

- (1)当社は、中長期的な企業価値向上の実現には様々な企業との協力が必要と考えています。その観点から、取引先との安定的かつ長期的な取引関係の構築、または業務提携もしくは協同ビジネスの円滑な展開のために、当該取引先等の株式等を政策的に取得し保有することができるものとします(この政策的に保有する株式等については、以下、政策保有株式といえます)。
- (2)当社は、直近の事業年度末の状況に照らし、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、政策保有の意義、配当や時価、取引利益等を資本コストとの対比によって検証し、保有継続の可否および保有株式数を見直すものとします。この結果、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分または縮減の検討を行うものといたします。
- (3)当社は、株式等の政策保有に関するガイドラインを策定しており、政策保有株式に係る議決権の行使については、当該ガイドラインに定める基準に従ってこれを適切に行使用いたします。
- (4)当該基準の概要につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」
<http://www.mos.co.jp/company/outline/governance/> の参考書類をご参照ください。

原則1 - 7【関連当事者間の取引】

- (1)当社グループがその役員および主要株主等との取引(以下、関連当事者取引といえます)を行う場合は、当該取引が当社グループおよび株主共同の利益等を害することがないよう、業務分掌職務権限基準に従って、関連当事者取引のうち重要なものまたはその性質に照らして必要なものについては、あらかじめ取締役会の承認を要するものとします。
- (2)関連当事者取引については、年1回取締役会においてその内容を報告するものとします。
- (3)関連当事者取引については、その手続きに関するガイドラインを策定しており、当該ガイドラインを遵守することによってこれを適切に監視いたします。
- (4)当該ガイドラインの概要につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」
<http://www.mos.co.jp/company/outline/governance/> の参考書類をご参照ください。

原則2 - 6【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループは、外食産業ジェフ厚生年金基金において企業年金の積立金の運用を行っております。基金の組織運営および年金資産運用状況について定期的に情報収集を行い、従業員の安定的な資産形成等に向けて適切に対処しております。また、積立金の運用については年金基金の自主性を尊重し、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。

原則3 - 1【情報開示の充実】

- (1)当社は、会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画について、公式ホームページにて「経営情報」として公開しております。
https://www.mos.co.jp/company/ir/business_policy/message/
- (2)当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。
また、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」としてまとめ、公式ホームページにおいて公開しております。
<http://www.mos.co.jp/company/outline/governance/>
- (3)取締役の報酬の決定方針ならびに手続きについては次の通りとなります。

基本方針:当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬の

みを支払うこととしております。

基本報酬: 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬として、取締役基本報酬と代表取締役報酬とその他手当から構成され、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案し、任意の諮問機関である独立役員会の答申を踏まえ、取締役会において決定いたします。

業績連動報酬ならびに非金銭報酬: 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等については、業績等によって変動する役員報酬、役員賞与および業績連動型株式報酬から構成されております。業績連動報酬に係る指標は、公表された業績予想の連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益等の定量面と業務マネジメント等の定性面を併せて用いております。当該指標を選択した理由は、当期の業績目標に対する達成度及び中長期的な企業価値の向上の実現を評価する指標として適切であると判断したためであります。

種類別の報酬割合: 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、任意の諮問機関である独立役員会の答申を踏まえ、取締役会は個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

任意の諮問機関である独立役員会: 独立役員会は、独立社外取締役と独立社外監査役をもって構成されております。独立役員会は、任意の指名・報酬委員会として、取締役の業績報酬に関する事項等について、取締役社長の諮問に応じ答申します。取締役会の報酬等の額の決定過程においては、取締役社長が自身を含めた全取締役に対して業績指標に基づく評価を行い、それを独立役員会へ諮問し、そこからの答申を受けた上で、取締役会で決議しております。

(4) 当社は、取締役会が、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成され、各取締役が取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任を果たせるような体制になることが重要と考えております。

また、監査役には、財務および会計に関する適切な知見を有している者が、1名以上選任されるものとします。

上記候補者の選任は、取締役社長が推薦し、取締役会の決議によって行います。候補者の推薦においては、取締役社長は独立役員会に諮問し、その答申を受けてこれを行うこととします。ただし、監査役候補者を提案するには、監査役会の同意を得ることとします。

上記候補者については、性別や年齢、国籍の区別なく、選定基準を踏まえ、当該役職として相応しい知識、経験、能力等を有する人物を適切に選定しております。独立役員候補者については、会社法上の要件に加え、当社の独立性判断基準を充足する者を選定いたします。

(5) 取締役の解任提案については、解任基準を踏まえ、取締役会にて決定いたします。

(6) 取締役および監査役候補者についての個々の指名の説明については、招集通知の参考書類においてこれを開示いたします。また、解任が行われた場合、適時開示により説明を行います。

補充原則4-1-1【経営陣に対する委任の範囲】

(1) 取締役会は、当社の経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項のほか、経営方針、経営目標、経営戦略、その他経営全般にわたる基本的事項、並びに業務執行上の重要事項について審議決定します。

(2) 取締役会から取締役に対して業務執行に関する委任を行うにあたっては、営業投資等の積極案件に関する権限については幅広く、他方、除却、減損処理等に関する権限についてはこれを限定的にすることによって、マネジメント機能とモニタリング機能のバランスを適切に図っています。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

(1) 東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役の独立性の判断基準およびその人的資質についてのガイドラインを策定しており、その独立性を実質面においても担保しております。

(2) 当該ガイドラインの概要につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」

<http://www.mos.co.jp/company/outline/governance/> の参考書類をご参照ください。

補充原則4-11-1【取締役会の構成】

(1) 社内取締役候補者については、卓越した実績とマネジメント能力に加え、業務全般を把握できるバランス感覚と迅速・果断に担当業務を推進できる決断力と実践力を併せもつ人材を登用しております。

(2) 独立社外取締役については、多様な人材の中から、独立性判断基準を充たしたうえで、当社グループの「経営理念」とフランチャイズ事業の特性や当社グループの事業の独自性を理解し、専門分野における知識と経験・活動を活かした的確な助言を行い得る者を、その候補者としております。

(3) 取締役会全体として多様な専門性をもったメンバーで構成されることも重要であると考えています。

補充原則4-11-2【取締役・監査役兼任】

(1) 取締役および監査役以外の会社の役員の兼任については、当社では、重要な兼職に含まれないものを含むすべての兼任を取締役会の承認事項としており、当社の取締役および監査役として、その役割および責務を果たすために必要な時間および労力を振り向けることができるかどうか、という点を取締役会において確認しております。

(2) 独立役員については、原則として、当社以外に3社を超えて他の会社の役員を兼任しないものとしております。ただし、これを超える場合には、そのリスクについて取締役会で検討し、問題がないと判断される場合は兼任を了承する旨の決議を行うものとします。

(3) 上記(1)および(2)により承認したすべての兼任状況を招集通知において開示しております。

補充原則4-11-3【取締役会全体の実効性評価】

取締役会は、取締役会の実効性を高めるために、毎年、すべての取締役・監査役による自己評価を実施し、取締役会で分析・評価を審議したうえで、その結果の概要を開示しております。こちらをご参照ください、<http://www.mos.co.jp/outline/governance/>

補充原則4-14-2【取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

(1) 当社は、取締役および監査役がその役割と責務を適切に果たすために必要とされるトレーニングの機会を提供いたします。

(2) 社内取締役および社内監査役については、就任時に法的責任、コーポレートガバナンス、リスクマネジメント等に関する研修の機会を提供いたします。また、就任後はそれぞれの責務や能力、経験等に合わせたトレーニングの機会の提供・支援を行ってまいります。

(3) 独立役員については、就任時に社内情報(経営理念、企業文化、事業内容、財務、組織等)および業界情報等のガイダンスを実施し、継続的な情報のアップデートも行っております。

(4) その他、重要な法改正等があった場合は、社内外の講師による役員勉強会を随時開催しております。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】

当社グループは、株主・投資家(以下、株主等といいます)との対話の目的をモスの真の価値を理解してくださる協力者、支援者を作っていくこととらえ、「株主＝ファン＝お客様」を実現するためと、当社グループの堅実な成長と企業価値の向上のために、中長期的な株主利益と合致する投資方針を有する株主とのオープンで建設的なコミュニケーションを効果的に行ってまいります。

(1) 株主等向けのIR活動については、広報IRグループが担当しており、これを会長・社長室、経営企画本部および経営サポート本部が連携して補佐する体制を整備しております。また、これらの各部門は適切な連携を維持するため、四半期毎に定例会議を開催し情報の共有化を図っています。

(2) 株主等との対話については、当該株主等の主な関心事項を踏まえたうえで、当社の業務分掌職務権限基準に基づき適切な者が行います。

(3) 当社グループは、決算説明会、株主懇談会および個人投資家向けIR説明会等を開催しており、これらの説明会には代表取締役をはじめとす

る取 締役および執行役員のほか、部門長も積極的に参加し、株主等との対話の手段の充実に取り組んでいます。

(4)株主等の意見、関心または懸念事項や提起された課題等について定期的、かつ重要なものは適時に取締役会において報告する ものとします。

(5)対話の実施に当たっては、株主間において実質的な情報格差が生じないよう、十分留意するとともに、インサイダー取引の防止に関する社規によって情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行	2,230,700	7.14
紅梅食品工業株式会社	1,400,000	4.48
株式会社ダスキン	1,315,600	4.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,231,462	3.94
株式会社ニッポー	1,214,704	3.89
日本生命保険相互会社	1,209,097	3.87
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB	735,000	2.35
山崎製パン株式会社	718,382	2.30
株式会社三菱UFJ銀行	435,957	1.39
日本ハム株式会社	431,282	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明更新

- 1 当社は自己株式を756,192株保有しておりますが、上記の大株主より除外しています。
- 2 2021年2月16日付で公衆の縦覧に供されている大量報告書において、株式会社三菱UFJ銀行およびその共同保有者が所有する株式について記載があるものの、当社として当期連結会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができない部分については、上記大株主の状況には含めておりません。
- 3 2021年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量報告書において、野村證券株式会社およびその共同保有者が所有する株式について記載があるものの、当社として当期連結会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができない部分については、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高岡 美佳	学者													
中山 勇	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高岡 美佳			流通システム論及び小売経営論を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識を活かした助言・提言を当社の経営に反映し、また独立した立場から監督していただくため、社外取締役に選任しております。 同氏はこれまで社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村瀬 孝子			弁護士としての専門的知見に基づいた意見等をいただくため、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
藤野 雅史			会計学を専門とする日本大学経済学部の教授であり、企業の組織と管理会計、原価計算、業績測定、マネジメントコントロールなどに幅広い知見を有します。豊かな研究経験と専門知識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役に選任しております。また、同氏は当社の大株主企業、主要な取引先企業等の出身者またはその近親者には該当しませんので、独立した立場からの監督という趣旨は十分に満たされているものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数 4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全員を、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

これらの内容については、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の原則3-1【情報開示の充実】の(3)に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役および監査役に支払った役員報酬について、その種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬等について
これらの内容については、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の原則3 - 1【情報開示の充実】の(3)に記載しております。
2. 監査役の報酬等について
監査役全員の報酬等の総額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定されるとともに、各監査役の報酬等の額は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮し、監査役の協議をもって決定しております。また、役員賞与につきましては、取締役と同様の方法により支給の有無を決定するものとし、監査役の協議により各監査役の支給額を決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、資料を事前配布するとともに、社内の担当者が事前説明を行っております。
また、独立役員会に事務局を置いており、事務局は独立役員会の構成員である社外取締役、社外監査役に適時適切に情報を提供できるように調整、連絡業務を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
櫻田 厚	会長	経営理念の啓蒙活動 経営陣からの要請に応じた経営への助言 業界団体活動	常勤、報酬有	2020/06/24	2年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

元代表取締役社長等を相談役・顧問等に選任する場合および報酬の決定については、独立役員会の諮問を経て取締役会で決議することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会
取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名(男性4名、女性2名)および社外監査役2名を含む監査役4名(男性3名、女性1名)により構成されております。取締役会は、経営に関する重要事項について十分に審議のうえ、的確かつ迅速な意思決定ができるよう、月1回開催の取締役会の他、取締役によるミーティングを随時行っております。
2. 業務執行および監督機能
当社は、2003年4月に各部門の責任体制を明確にし、迅速な業務判断および執行を目的とした執行役員制度を導入しており、現在は、執行役員を兼務する取締役3名(男性2名、女性1名)および執行役員9名(男性8名、女性1名)により構成されております。執行役員を兼務する取締役は担当する業務執行の達成状況(管轄する執行役員に関する事項を含む)等を毎月開催する取締役会で報告することにより、業務執行の管理、監督を受けます。また執行役員についても、四半期に1回取締役会に対し報告を行います。
3. 委員会の設置
当社は全社的な内部統制システムの整備、リスクおよびクライシスのマネジメント、並びにコンプライアンス体制を推進する実働組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、リスク・コンプライアンス室長を委員長とし、特にリスク・コンプライアンスに関わる部署の責任者を委員として活動し、リスクマネジメントおよびコンプライアンスの推進に寄与しております。
また、当社は財務報告の信頼性リスクのマネジメントを行う内部統制委員会を設置しております。同委員会は委員長を監査室の責任者とし、財務報告の実務的役割を担う部署の責任者を委員として活動し、信頼性の確保に寄与しております。
4. 監査の状況
当社は監査役制度採用会社であります。監査役会は常勤監査役2名および非常勤(社外)監査役2名で構成され、各監査役は、監査役会で定めた監査方針・計画に従い、取締役会への出席のほか、会計監査人と年間監査計画の策定および実施について、定例の会議や随時の情報交換を行う等により、経営および業務執行の状況について入念に調査し、監査役監査を実施しております。さらに各常勤監査役は、リスク・コンプライアンス委員会および内部統制委員会に出席し、当社のガバナンス体制の確保に努めております。なお、当社の社外監査役2名はいずれも独立性を

確保しており、それぞれ、財務・会計・税務・法務等の実務的・専門的知識を有しております。

当社の内部監査部門(5名)は、独立的かつ客観的な立場から内部監査を行うため、代表取締役社長直轄の独立部門として組織されています。内部監査部門では、代表取締役社長の承認を受けた年次計画に基づく定例監査に加え、必要に応じて臨時監査、特命監査を実施し、実態の把握分析による問題点の発見と、改善のための指導・助言を行っております。

内部監査部門は、内部監査にかかる年次計画を事前に監査役へ説明し、その実施状況について、3か月に1度以上報告しております。また、会計監査人、監査役及び内部監査部門は、四半期レビュー報告会及び年度決算の監査結果報告会において、有効かつ効率的な会計監査及び内部監査に遂行に向けた情報交換、意見交換を行っております。

5. 会計監査人の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任あずさ監査法人を選任しており、同監査法人は年間監査計画に基づき会計監査を行っております。当社と同監査法人との間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し報酬を支払っております。当社と、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員の間には、特別の利害関係はございません。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務の補助者の構成については、下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名：指定有限責任社員 業務執行社員 渡辺 雄一、指定有限責任社員 業務執行社員 小見山 進
・会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士5名、その他10名

6. 社外取締役及び社外監査役がコーポレート・ガバナンスにおいて果たす役割

社外取締役および社外監査役は、監査役会、会計監査人と連携し情報交換に努め、当社の意思決定および業務執行の状況について把握したうえで取締役会にて積極的に提言をする等、その独立性を活かしてそれぞれの監督機能または監査機能を発揮しております。また、必要に応じて代表取締役をはじめとした各役員と個別に意見を交わし、独立的見地からのアドバイスを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役設置会社を採用しております。経営の最高意思決定機関である取締役会に対し、そこから独立した監査役および監査役会に監査機能を担わせ、また、豊富な経験を持つ社外役員を選任することにより経営の健全性・透明性を確保しております。こうした十分な牽制の中で、取締役会における適正な意志決定や取締役の執行の監督が行われる体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第49回定時株主総会(2021年6月)では、法定期日の7日前に招集通知を発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第49回定時株主総会(2021年6月)は、第一集中日とされている29日(火)の6日前となる23日(水)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第30回定時株主総会(2002年6月)より、継続して導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第48回定時株主総会(2020年6月)より、提供を開始しております。
その他	定時株主総会の招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の基本方針である「IRポリシー」を作成しており、当社ホームページ(http://www.mos.co.jp/company/ir/policy/)に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間4～5回を目安に株主説明会を開催し、株主様との対話を心がけております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算および中間決算に決算発表会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に「IR情報」(http://www.mos.co.jp/company/ir/)として、IR情報を開示しております。掲載内容は、IRリリース情報、月次売上データ、決算短信、株主通信、有価証券報告書等となっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 広報IRグループ IR事務連絡責任者: 広報IRグループリーダー 後藤 賢一	
その他	株主様や投資家の皆様向けに、月次情報や決算情報などのIR情報をお届けする、IRメールニュースサービスを行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「モスグループ行動規範」の「ステークホルダーとの約束」に記載しております。 「モスグループ行動規範」は、全社員に周知・教育するとともに当社ホームページ(http://www.mos.co.jp/company/csr/management/standard/)に掲載しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>2004年 2月 「モスグループ倫理憲章(現モスグループ行動規範)」採択 2004年 6月 「環境報告書(現コミュニケーションレポート)」発行 2004年 8月 「モスグループ企業行動基準(現モスグループ行動規範)」策定 2005年 3月 「個人情報管理規程」制定 2005年 4月 「モスバーガーグリーン調達ガイドライン」公開 2005年10月 「モスの食育プログラム」スタート 2007年 2月 「エコリーフ環境ラベル」を食材配送システムで認証取得 2010年 2月 「盲導犬入店可」を「身体障害補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)」に拡大 2015年 3月 全店にLED照明看板を設置 その他に、全国のモスバーガーで地域の子供たちの安全を守る「こども110番の店」を全都道府県に登録完了し、地域社会に貢献できる体制を整えております。また、自治体の要請により、全国各地で災害時帰宅困難者支援協定を締結しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「モスグループ行動規範」の「ステークホルダーとの約束」に記載しております。 また、情報開示の基本方針である「IRポリシー」を作成しており、当社ホームページ(http://www.mos.co.jp/company/ir/policy/)に掲載しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会は、経営リスクのマネジメントを行い、全社的な内部統制システムの整備の推進及び緊急時(重大なコンプライアンス違反、重大な食品事故、甚大な被害が生じた災害等)の危機対応を行います。なお、これらの事項を決議する取締役会には、顧問弁護士等の社外の専門家の出席を要請し、決議内容の公正性を担保するものとします。
 - (2) 全社的な内部統制システムの整備、リスク・クライシスのマネジメント及びコンプライアンス体制の推進等に関する実働組織として、全社的なリスクのマネジメントを行う「リスク・コンプライアンス委員会」及びディスクロージャーの信頼性リスクのマネジメントを行う「内部統制委員会」を設置しております。なお、監査役は、上記の委員会に出席し意見を述べる事ができます。
 - (3) 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ高い企業倫理観を保つとともに、社会的責任を果たすため、「モスグループ行動規範」の周知徹底を図ります。
 - (4) 内部通報制度に関する規程に基づき、社内及び社外に相談窓口を設置し、迅速な対応を実施します。なお、当社の内部通報制度は、匿名を保持することによって、またはいかなる不利益取扱いも当該規程において禁止することにより、内部通報者の継続的な保護を徹底します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「情報セキュリティ管理規程」、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を図ります。取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書等を閲覧できるものとします。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、取締役、執行役員等の職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき、取締役、執行役員等に業務の執行を行わせませす。
 - (2) また、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。
 - ・取締役会により経営計画を策定し、これに基づく事業部門ごとの業績目標及び予算の設定(管理会計)を行い、取締役及び執行役員ごとの業績目標を明確にします。
 - ・各取締役は、毎月開催する取締役会において、業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等(管轄する執行役員に関する事項を含む)を報告することにより、業務執行状況の管理、監督を受けます。なお、執行役員は四半期に1回取締役会に報告を行うものとします。
 - ・取締役会による月次業績のレビューと改善策を実施します。
4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ各社間での業務の適正を確保するとともに、「関係会社管理規程」に基づき情報の共有化、指示及び要請の伝達等の適正化を図ります。
 - (2) グループ各社に関する重要事項については、「関係会社決裁権限基準」に基づき当社取締役会または当該会社を主管する取締役が決裁を行う等、グループ経営における一体性の確保を図ります。
 - (3) 内部監査部門は、定期的に当社及びグループ各社の内部監査を実施し、改善指導及び助言を行います。グループ各社に関連する事項は、適宜、グループ管理を行う部門に通知するものとします。
 - (4) 当社グループは監査役の連絡会を設置し、各社の監査役と当社の内部監査部門及び監査役が緊密に連携して当社グループにおける監査役監査及び内部監査の効率化、高度化を図ります。
5. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、金融商品取引法の定めに従い、「財務報告に係る内部統制管理規程」及び「財務報告に係る内部統制実施要綱」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備及び運用については、「内部統制委員会」がこれを行い、当該統制システムの整備状況及び運用状況の評価については、内部監査部門を中心とした「内部統制評価チーム」がこれを行います。これらを通じて、当社グループは、健全な内部統制環境の構築努めるとともに、業務プロセスの統制活動を実施し、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための有効かつ正当な評価を可能とする財務報告に係る内部統制システムを構築します。
6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役会からの要請があった場合には、その要請に基づき監査役室を設置し、当社グループの業務の執行に係る役職を兼務しない専属の使用人を配置し、監査業務を補助するものとします。
 - (2) 監査役室に属する使用人の人事異動及び当該使用人を懲戒に処する場合には、あらかじめ監査役会の同意を得るものとします。
7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告します。グループ各社の監査役が監査活動の中で当該事実等を発見した場合、またはその報告を受けた場合は、監査役連絡会に報告します。この報告者等については、内部通報制度における通報者と同等の保護が受けられることが監査役連絡会に関する規程において定められています。
 - (2) 内部監査部門、リスク・コンプライアンス部門を担当する役員は定期的に、担当部門の業務状況について監査役に報告しなければならないものとします。なお、当該報告は取締役会の中で実施されることを妨げません。
 - (3) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要文書を読み、必要に応じて取締役または使用人に対し、その説明を求められる事ができるものとします。取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとします。
8. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会が、必要に応じて専門の弁護士、会計士等に対して、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。そのために支出した費用については、監査役の職務の執行に必要なものではないと認められる場合を除き、当社がこれを負担します。その他監査役の職務の執行によって生ずる費用のため、年間の監査計画に基づく経費予算を確保するものとします。
 - (2) 監査役は、内部監査部門が実施する内部監査にかかる年次計画について事前に説明を受け、その実施状況について、適宜、報告を受けるものとします。
 - (3) 監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保つとともに、会計監査人の監査計画については事前に報告を受けるものとします。
 - (4) 取締役社長(必要に応じて、他の取締役)と監査役との定期的な意見交換を実施します。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況

「モスグループ行動規範」において、市民生活の秩序及び安全に脅威を与える反社会的な勢力または団体とは一切の関係を持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決して、その圧力を排除することを宣言しております。なお、反社会的勢力へは、法務・総務担当部門が、警察、弁護士等の専門機関と連携し対応してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前記「1. 内部統制システムの基本方針」「9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況」において、記載の通りです。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、当社株式の大量取得行為を行うとする者に対しては、当該買付けに関する情報の開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見等とともに公表するなどして、株主の皆様が当該買付けについて適切な判断を行うための情報の確保に努めるとともに、その判断のために必要な時間を確保するように努めるなど、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じる所存であります。

また、当社は、定款第17条において買収防衛策の基本方針を株主総会の決議により定めることができる旨を規定しており、今後、経営環境の変化その他の状況に応じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するためには買収防衛策が必要と判断した場合には、同条の規定に基づき所要の手続きを経た上で買収防衛策を導入することを検討いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 開示担当組織の整備状況

適時開示における情報取扱責任者を経営サポート本部長とし、適時開示規則への照会は広報IRグループが担当しております。

当社における法定事実・発生日実・グループ子会社における適時開示に関する情報の集約は経営サポート本部長が担当し、開示要否の検討および判定については、関係各部門と協議の上行っております。

決算に関する会社情報は、経営サポート本部長より四半期ごとの決算の内容について取締役会に報告されております。

2. 適時開示手続きの整備状況

取締役会にて審議される会社情報は、経営サポート本部長が関係各部門と協議の上その重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示しております。

決算情報は、経営サポート本部長が取締役会での決議を得て、適時開示規則に準じて開示しております。

なお、これらの情報は、対外公表と同時に当社ホームページでも速やかに公開すべく対応しております。

会社の機関の内容の模式図

